

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
9 月 24 日
(水曜日)

目 次

○告示

道路の位置の指定（建築指導課）
道路の廃止の承認（建築指導課）

山口県告示第三百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町六丁目二〇八の二、二〇八の一五、二〇八の一六及び二〇九の四	四・〇 六・〇	二八・五	令和七、一二

山口県告示第三百十五号

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）第十九条の規定により、次の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第三号に規定する道路

の廃止を承認した。

その関係図面は、建築指導課に備え付けて縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地に係る土地の面積 (平方メートル)
柳井市柳井字宮本開作中ノ割一六〇八の二の一、一六二の一、一六二の五、一六二の七、一六四の四及び一六五の五の一部	五・五 六・〇	八三・八	四八二・八〇

令和七年九月二十四日印刷
令和七年九月二十四日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事